



環境

2017年度商社環境月間 環境セミナー（6月26日）

日本貿易会は、2008年5月の北海道洞爺湖サミットで環境が主要テーマとなったのを機に、政府が「環境月間」と定める6月を商社環境月間と位置付け、会員企業の環境問題の取り組みを推進するための活動や環境意識を高める啓発活動として環境セミナーを開催している。2010年度に制定した「商社環境行動基準」(P.20参照)もその一環である。2017年度環境セミナーは、外務省大臣官房地球規模課題審議官(大使)の相星孝一氏あいはしこういちを講師に迎え、「わが国のSDGsに対する取り組み及び国際的な動き」をテーマに開催した。概略は以下の通りである。

国連の「持続的な開発目標 (SDGs)」は、2001年に策定された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」を引き継ぐものである。MDGsは2015年を達成期限とするもので、極度の貧困の削減や、HIV、マラリア等の疾病対策は効果を上げたものの、乳幼児や妊産婦死亡率の減少など未達成の課題は地域によってばらつきがあるなどの問題も見られた。また、15年の間に気候変動、格差の拡大、企業や市民社会の役割拡大といった変化があり、「持続可能な開発」の必要性が高まった。SDGsが設定しているのは17ゴール・169ターゲットで、MDGsがシンプルで明快だったのに比して包括的で互いに関連し合うものであり、先進国を含めた全ての国の目標となるものである。実施面においても、MDGsは国連の専門家主導であったが、SDGsは国連全加盟国での交渉を軸としている。

主要国の動向としては、英国は2017年1月に八つの目標を掲げたSDGs政策ペーパーとアクションプランを発表した他、フランスは新たな国家戦略を、スウェーデンは行動計画を策定中であり、EUは既存の優先課題を踏まえた計画を策定中である。ドイツは

既存の国家戦略を改訂し、G20の議長としてリーダーシップを発揮すべく意欲的に取り組んでいる。一方、中国は2016年9月に国家計画を発表し、G20杭州サミットでSDGs行動計画とりまとめを行った。



講師 (相星氏)

わが国では、各省庁が連携し、政府が一体となって取り組むべく2016年5月に総理を本部長とするSDGs推進本部を設置するとともに、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等との意見交換を行う円卓会議を設置した。この6月に開催された第3回SDGs推進本部会合では、企業や団体等の先進的な取り組みを表彰する「ジャパンSDGsアワード」の創設を決定したところである。わが国の実施指針は五つのP(People、Prosperity、Planet、Peace、Partnership)をキーワードとして優先課題をまとめ、具体的な施策を実施していく。また、実施に当たっては、①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任、の五つを原則とする。推進に向けては、全てのステークホルダーとの連携を図り、フォローアップとレビューを行う。

今後の課題としては、認知度向上を図るとともに進捗状況の把握に努め、できることから従来の積み上げ方式から逆算方式への転換も図るなど、行政の縦割りを超えて総合的に推進していきたいと考えている。



セミナー風景